



2021年1月 No.47

EUにおける人権デュー・ディリジェンス義務化の動向について

弁護士 福原 あゆみ

1. はじめに

2020年は、「ビジネスと人権」に関する議論が国内外で大きく進展した1年になりました。人権に関する意識の高まりを受け、2020年4月にはEU指令による人権デュー・ディリジェンスの義務化の方針が公表されるとともに、各国レベルでも、欧米を中心として人権リスクに関するソフトローからハードロー¹への移行が急速に進んでおり、企業活動に伴って人権侵害に関与してしまうリスク、及び人権侵害の予防を目的とした規制に関するコンプライアンスリスク（以下総称して「人権リスク」といいます。）への対応の必要性が高まっている状況にあります。また、同年12月には、EU外相会議において、アメリカのマグニツキー法と同様に、重大な人権侵害に関与した国家、団体、又は個人に対してEU域内への渡航の禁止、資金の凍結等を可能にする制度が承認されています^{2,3}が、このようなサンクションの強化も同様の背景に基づくものと考えられます。

日本国内においても、日本政府によって2020年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）（以下「行動計画」といいます。）が策定されており⁴、今後5か年の優先分野として、企業の「ビジネスと人権」に対する理解促進と意識向上、国内外のサプライチェーンにおける企業の人権尊重を促進する仕組みの整備、救済メカニズムの整備及び改善等が定められました。

人権リスクは、人権侵害が指摘される事案に関連する製品の不買運動やクラスアクション等の海外訴訟、ブランドイメージの低下によるレピュテーション・リスクの一環や、投資活動における評価指標等との関連として従来論じられてきましたが、上記のようなグローバルレベルでの法整備状況もふまえて企業における関心も高まっています。本ニュースレターでは、人権デュー・ディリジェンスの義務化を含むEU指令の原案の要点を中心に概説します。

2. 人権デュー・ディリジェンスとは

ハーバード大学のジョン・ラギー教授が提唱したラギーフレームワークを基に2011年に国連人権理事会において採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」⁵において、人権デュー・ディリジェンスとは、企業が「人権への悪影響を特定し、予防し、軽減し、対処方法を説明する」ことを目的として、①実際の及び潜在的な人権への影響の評価、②調査結果の統合と対処、③対応の追跡調査、並びに④対処方法の周知を含むと定義されており、人権リスクの評価・対応・検証・公表の一連のプロセスとして位置づけられています。また、ビジネスと人権に関する指導原則では、このような人権デュー・ディリジェンスの実施に加え、企業による人権方針の策定や救済へのアクセスの確保等が求められており、後述するEU指令や各国の法制度でも基本的にこの枠組みに沿った形で人権デ

¹ ソフトローは法的な強制力を有しない規範を指すのに対し、ハードローは法的な強制力を有する規範を指す概念であるとされています。

² EU理事会決定 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2020:410I:FULL&from=EN#page=15>

³ EU理事会規則 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2020:410I:FULL&from=EN#page=3>

⁴ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html

⁵ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000062491.pdf>（外務省仮訳）

ュー・ディリジェンスに関するシステムが構築されています。

行動計画⁶の中でも、ビジネスと人権に関する指導原則に則った人権デュー・ディリジェンスの促進が示されており、今後業界団体等を通じて企業への周知・啓発がなされるとの方針が表明されています。なお、行動計画では人権デュー・ディリジェンスの義務化についての具体的な見通し等は示されていないものの、行動計画は公表から3年後の中間レビュー、5年後の改定が予定されており、ステークホルダーからの意見等もふまえ、更に検討がなされることが予定されています。

3. 人権デュー・ディリジェンスの義務化についての動向

(1) EUにおける法制化の議論

2020年4月に欧州委員会のディディエ・レンデルス司法委員が人権デュー・ディリジェンスを義務化する方針を公表しました。これを受けて同年9月、欧州議会法務委員会は、人権デュー・ディリジェンスの義務化を含むEU指令（以下「本EU指令」といいます。）の原案（以下「本原案」といいます。）を公表しています。

欧州委員会は、2020年10月から2021年2月8日まで本EU指令に関する意見聴取手続(public consultation)を実施しており、2021年第二四半期には法案が公表されるのではないかと見られています（その後、同指令の内容に基づいてEU加盟国の国内法の制定、修正等が見込まれます。）。実施中の意見聴取等をふまえて本原案の内容は相当程度修正される可能性があります。今後の方向性の参考として、本原案の内容のうち特に重要と思われる部分を紹介します⁷。

ア 対象企業

本EU指令は、(i)EU加盟国の法律に準拠している又はEU域内で設立された事業体、及び(ii)上記(i)に該当しない場合であっても、事業体がEU域内の市場で物品の販売又はサービスの提供を行う場合には当該事業体に適用されるとしており（本原案第2条）、EU域内に拠点を有しない企業も適用対象となりうるということが規定されています。なお、第三国に対する義務の範囲やその監督のメカニズム等については上記の意見聴取の中でも意見が求められているところであり、何らかの修正・限定が付される可能性も含めて見守る必要があります。

イ デュー・ディリジェンス義務の内容

本原案において、デュー・ディリジェンスとは、事業体はその事業及び取引関係による人権（社会的権利及び労働者の権利を含む。）、環境（気候変動を含む。）、及びガバナンスに対するリスクを特定、終了、予防、軽減、監視、開示、説明、対処、改善するためのプロセスとして定義されています（本原案第3条）。

事業体は、その事業及び取引関係が人権、環境、ガバナンスのリスクをもたらしたり助長したりするものではないか、適切なモニタリング手法で特定・評価することを継続しなければならないとされています（本原案第4条第2項）。そして、事業体はかかるリスクの作出・助長がないと判断した場合には、そのリスク評価を公表しなければならず、新たなリスクが発現したり、リスクを作出しうる新たな取引関係が生じた場合にはリスク評価を見直さなければならないとされています（同第3項）。

一方で、リスク評価を行った結果、人権等のリスクを特定した場合には、事業体は以下を含むデュー・ディリジェンスの戦略を確立した上、自社のウェブサイト等により公表しなければならないとされています（同第4項、第6条）。

- ・ その事業及び取引関係において存在する可能性が高いリスク及びその重大性・緊急性の特定
- ・ 事業体のバリューチェーンに関する情報の公表

⁶ 2014年、国連ビジネスと人権に関する作業部会がビジネスと人権に関する行動計画を作成するよう各国に勧告しており、こうした流れを受けて日本でも2016年に行動計画の策定を公表以降、政府において現状把握調査（ベースラインスタディ）を行うなどした上、その内容が検討されていました。

⁷ なお、2020年7月に施行されたEUタクソノミー規則（サステナブルファイナンスのために環境目的に資する経済活動の分類基準を示したもの）の中でも、人権尊重やデュー・ディリジェンスの実施を求めるOECD多国籍企業行動指針や上記2.の、ビジネスと人権に関する指導原則を「社会とガバナンスに関する最低限のセーフガード規定」として遵守することが環境的に持続可能と認定するための要件の1つとして求められています。

- ・ 事業者がリスクを終了、予防、又は軽減させるために採用しようとするポリシー及び手法の特定
- ・ 事業体が全てのリスクに同時に対処できる立場にない場合には優先順位に関するポリシーの策定
- ・ 協議を行うステークホルダーを含め戦略の策定のために用いた手法の特定

なお、ここでいうバリューチェーンは、EU 域内・域外における事業体の全ての活動、事業、取引関係、及びインベストメント・チェーン（投資の連鎖）を指す幅広い概念として定義されています（本原案第 3 条）。

ウ ステークホルダーの関与

事業体は、デュー・ディリジェンスの戦略を確立するに際し、ステークホルダー（労働組合、関連する市民団体、株主等を含む。）との協議を誠実かつ効果的に、実質的に、状況をよく説明した上で行わなければならないとされています（本原案第 5 条）。

エ グリーバンス・メカニズム

事業体は、ステークホルダーが人権リスク等を申告することができるよう、匿名の申告を可能とするグリーンバンス・メカニズム（苦情処理・問題解決制度）を備えなければならず、グリーンバンス・メカニズムを通じて提起された懸念について改善策及び定期的な進捗報告とともに公表しなければならないとされています（本原案第 9 条）。

オ 罰則

EU 加盟国は、本 EU 指令を実行するために採択した国内法規定の侵害行為に対する罰則を設けなければならないとされており、故意又は重過失によって侵害行為が繰り返された場合には刑事罰を構成すべきであるとされています（本原案第 19 条）。

(2) 各国法における展開状況

上記の EU 全体の議論に加えて、ドイツでも人権デュー・ディリジェンスの義務化についての方針が公表されるなど複数の EU 加盟国で同様の法制度の整備が進められています。

また、EU を脱退した英国については、2015 年 3 月に成立した現在の英国現代奴隷法において、英国で事業の一部を行い 3,600 万ポンド以上の年間売上高を有する企業に対し、その事業及びサプライチェーンにおいて、現代奴隷（奴隷・人身取引）が存在しないことを確保するための手続に関する声明を毎年度行うことを要求しているところ、同法が現代奴隷のリスクを対象としている点で本 EU 指令よりも対象範囲が狭い点が懸念されていることから、改訂を見据えて意見聴取を行うなど検討を進めており、今後の動向が注目されます。

以上

[執筆者]



福原 あゆみ（弁護士・カウンセラー）

ayumi_fukuhara@noandt.com

法務省・検察庁での経験をバックグラウンドとして、企業の危機管理・争訟を主たる業務分野としており、海外当局が関係したクロスボーダー危機管理案件の経験も豊富に有している。これまで、検察庁等、証券取引等監視委員会の取締当局への対応のほか、米国司法省をはじめとする海外の取締当局の対応に関わっている。また、コンプライアンス体制の構築、個人情報・営業秘密の取扱いに関するアドバイス等、予防的危機管理に関するアドバイスも行っている。

【関連セミナーのご案内】

【ライブ配信セミナー】人権リスクマネジメントの最新動向と実務対応

- 日時： 2021年2月19日（金）15:00～16:00
- 会場： オンライン（どこからでもご参加いただけます）
- 概要：

人権デュー・ディリジェンス義務化の議論に関するアップデートや近時の人権リスク事案を踏まえて、人権リスクマネジメントに関する実務的対応において企業関係者が留意すべき事項等について解説する予定です。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

■お申込み（受講料：無料）：

詳細・お申込み方法につきましては、以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.noandt.com/common/seminar/compliance.html>

※ 2021年2月16日（火）14:00 までにお申し込みください。

- ※ 恐縮ながら視聴可能人数に限りがございますので、定員になり次第締め切らせていただきます。
- ※ リンク先からお申込みフォームにアクセスできない場合、「F5」キーなどでページの更新をお試しください。お試しいたでもアクセスできない場合は、お手数ながらセミナー事務局（seminar@noandt.com）宛てにご連絡ください。
- ※ 個人のお客様や同業者の方等にご参加いただけない場合がございます。何とぞご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ※ マスコミの方につきましては、本セミナーの内容に関する記事を無断で掲載することはご遠慮いただいております。ご希望の場合はセミナー事務局または直接弁護士までご連絡ください。
- ※ お申込みは一人ずつお願いいたします。複数名で参加される場合、お手数ながら別途ご登録ください。

■視聴方法：お申し込み手続き完了後、開催までに、メールにて視聴ページの URL をお送りいたします。

- ・本セミナーはビデオ会議ツール「Zoom」を使ったライブ配信セミナーです。十分なセキュリティ対応を行った上で実施いたします。
- ・事前に「Zoom」アプリをインストールしておくことを推奨いたします。（インストールが難しい場合はパソコンの Web ブラウザからご参加ください。）
- ・タブレットやスマートフォンでもご視聴いただけます。（「Zoom」アプリのインストールが必要です。）
- ※ 「Zoom」アプリのインストール方法については[こちら](#)をご参照ください。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

社内調査ワークショップのご案内

当事務所の危機管理・不祥事対応チームでは、法務・総務担当者の皆様を対象に効果的に社内調査を実施するための基本的なノウハウをお伝えするための、参加型の出張ワークショップを行っています。

役員研修、コンプライアンス研修等のご案内

当事務所の豊富な実務経験を活かした実践的な研修プログラムを各種実施しています。最近の不祥事事件からの教訓や、コーポレートガバナンスコード対応を含む最新の法令動向を踏まえ、各社のニーズに沿った内容とさせていただきます。

ご興味をお持ちの場合や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、遠慮なく下記編集者または本メールへのご返信にてお問い合わせください。

[編集者]

埜 尚義 パートナー
takayoshi_tao@noandt.com

塩崎 彰久 パートナー
akihisa_shiozaki@noandt.com

眞武 慶彦 パートナー
yoshihiko_matake@noandt.com

深水 大輔 パートナー
daisuke_fukamizu@noandt.com

辺 誠祐 パートナー
tomohiro_hen@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

企業不祥事・コンプライアンスニュースレターの配信登録を希望される場合には、
<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所から其他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。よろしくお願いいたします。